



2024年4月10日

各 位

会社名 株式会社タカキュー  
代表者名 代表取締役社長 大森 尚昭  
(コード番号8166:東証スタンダード)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 林 宏夫  
(TEL:03-5248-4100)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行、及び2024年5月30日開催予定の第75回定時株主総会において、関連する定款変更議案について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

当社は、取締役会の監査・監督機能を強化することを通じてコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定及び機動的な業務執行を行うことを目的として、監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

##### (2) 時期

2024年5月30日開催予定の第75回定時株主総会において、関連する定款変更議案についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款一部変更の目的

###### ①監査等委員会設置会社への移行

監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行の決定を取締役に委任する規定の新設、取締役の員数の変更、監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

###### ②執行役員制度の導入

当社は、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行い経営体制の強化を図るため、執行役員制度を導入いたします。つきましては、執行役員に関する規定の新設、社長を取締役から選定すべきものとする規定の変更等、所要の変更を行うものであります。

###### ③取締役の責任免除等

取締役が職務の執行にあたり期待される役割を萎縮せずに十分発揮できるよう、会社法426条1項に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定の新設、及び取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を萎縮せずに十分に発揮で

きるよう、会社法 427 条 1 項に基づき、当社と業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の変更を行うものであります。なお、本件につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024 年 5 月 30 日

定款変更の効力発生日 2024 年 5 月 30 日

3. その他

監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社移行後の役員の変動に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上

## 定款 新旧対照表

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第14条 省略</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第19条の2 省略</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～3. (略)</p>	<p>第1条～第3条 現行どおり</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第14条 現行どおり</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>代表取締役に</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第19条の2 現行どおり</p> <p>第4章 <u>取締役、取締役会および執行役員</u></p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(<u>監査等委員である者を除く。)</u>は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において</u>選任する。</p> <p>2. ～3. (略)</p>

(任期)

**第22条** 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

**第23条** 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

**第24条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

**第25条** 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(任期)

**第22条** 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

**第23条** 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である者を除く。)の中から、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

**第24条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

**第25条** 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(新設)

第26条 省略

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

2. (略)

第28条 省略

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第30条 (新設)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(重要な業務執行の委任)

第25条の2 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第26条 現行どおり

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2. (略)

第28条 現行どおり

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除等)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

<p>(新設)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p><u>第31条</u> 当会社に、監査役3名以上を置く。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第32条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第33条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第34条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第35条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第36条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある</p>	<p><u>(執行役員および役付執行役員)</u></p> <p><u>第30条の2</u> 当社は、取締役会の決議によって、<u>執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、執行役員の中から、役付執行役員を定めることができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(新設)

(新設)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の議事録)

第32条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(新設)

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第41条～第44条 省略

第34条～第37条 現行どおり